| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | | |
| (7)　堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地） | | | |
| 【監査の結果53】不法占拠の解消に向けた措置  【都市整備部】 | 大阪府及び指定管理者は、不法占拠者に対し、可能な範囲で必要な生活支援を行うことを検討すると同時に退去の実現に向けて粘り強く説得を続け、それでも退去に至らない場合には、訴訟等の法的措置を講ずることも検討すべきである。 | 大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画に基づき、粘り強く説得を続けた結果、平成30年９月に退去し、不法占拠は解消されました。 | 措置 |
| (8)　府営駐車場 | | | |
| 【監査の結果57】放置車両への対応  【都市整備部】 | 指定管理者は、本施設に放置された車両を撤去させる際には、法令の規定に沿った手続によるべきである。 | 長期放置車両を処分する際には、法令の規定に沿った手続により処分します。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | | |
| (17)　青少年海洋センター・ファミリー棟 | | | |
| 【監査の結果77】共同事業体における契約書（当事者欄）  【政策企画部】 | 大阪府は、大阪府立青少年海洋センター管理運営業務契約書の受託者（乙）欄には、共同事業体名及び代表法人の表示を求めるべきである。 | 次回契約締結時（変更契約を含む）から、共同事業体名及び代表法人を明記することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果78】施設賠償責任保険加入の義務付け  【政策企画部】 | 大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とすることを義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを徴求するべきである。 | 次回指定管理者公募の際（平成32年度）の募集要項で、指定管理者に対し施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とすること、保険証券の写しを提出することを義務付けることとした。 | 措置 |
| 【監査の結果79】現金管理  【政策企画部】 | １　指定管理者は、利用料金収入とつり銭用（両替用）現金とを明確に区別して管理するべきである。  ２　指定管理者は、金庫内管理現金額が一定額以上の高額になった場合には金融機関への預入処理を速やかに実施する等、その管理方法を見直すべきである。 | １ 利用料金収入とつり銭用（両替用）の現金管理を明確に区別するとともに、つり銭用の出納については帳簿を作成し管理することとした。  ２ 金融機関が定期集金に来る月曜日以外に「①金庫内の現金100万円以上」及び「②月末又は月初（金額に関わらず）」を基準とし職員が入金に行くこととした。 | 措置 |
| 【監査の結果80】在庫管理  【政策企画部】 | 指定管理者は、海洋センター内で実施している物品販売について、棚卸しを実施するなど、在庫管理を適切に行うべきである。 | 在庫管理については、定期的に棚卸しを実施することとし、その結果を記録することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果81】収入管理事務の徹底（領収印の漏れ）  【政策企画部】 | 指定管理者は、利用料金収入の収受の際の領収印漏れのないよう領収事務を徹底すべきである。 | 領収書の確認については、領収書発行職員と別の職員の２名で確認することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果82】自動販売機収入の計上  【政策企画部】 | 指定管理者は、大阪府に提出する収支報告において、自動販売機による収入を全て計上すべきである。 | 平成29年度の決算報告から、全ての自動販売機の収入を、その他収入に計上することとした。 | 措置 |